

日本語学校留学生対策の充実を図ろう

—留学生30万人計画達成には学割と消費税軽減を—

◆豪州世界55カ国100カ所の留学生受入れセンター設置

留学生政策について詳しい一橋大学国際教育センターの太田浩教授は、グローバル化の進展と知識集約型経済への移行により、「高等教育への需要は一層高まり、先進国のトップ大学を中心に世界的な大競争時代を迎えている」と常々指摘されている。

例えばオーストラリア教育界は、早くから手を打って多くの学校機関が出資して世界55カ国100カ所（現在）に留学生サポート機関（非営利組織）「IDP Education」を設けている。その対象は、大学・大学院から小学校段階の留学にまで及んでいて、世界屈指の留学生受け入れネットワークを張っている。その努力は日本の比ではない。

太田教授によれば、そのIDPが2003年に行った「国際高等教育に対する世界需要の予測」では「2025年における世界の留学生総数が720万人に増大する」と推定し「増加を支えるのは、アジア各国の経済力向上と人口増による私費留学生の増加であり、アジアが最大の留学生市場になる」と10年も前に分析済みだが、最近の留学生動向は、まさにIDPの予測通りに拡大の一途をたどっている。

神戸大学の黒田千晴准教授によれば、それは「高等教育においては、国内労働市場を念頭に置いた人材育成から、国際労働市場に通用する高度人材の育成が求められるようになり、学生もより良い教育と生活を求めて日常的に国境を越えて移動するようになった」（2005年『国際文化学』誌第13号の黒田論文「中国の戦略的留学生受入れ政策」）からだ。

この高等教育の市場化だが、WTO(世界貿易機関)の「サービス貿易に関する一般協定」(GATS)では、教育もガットの対象にしている。4年前に一橋国際・公共政策大学院の公共経済プログラムの修士2年生だった杉原尚輔さんは、当時「WTOは高等教育を人的資本の開発を促進する政府主導の成長産業とみなして、その成果である教育と雇用の関係に注目している。つまり、世界経済に貢献しうる技術交流や十分に訓練を受けた労働力は海外投資の対象となり、教育は知的産業(eラーニング、教育訓練施設、情報技術産業、教育機関産業、支援サービス、テスト産業、労働訓練等)に

関連する商品の生産や販売を担う人材を育成することに寄与するからである」（杉原論文「高等教育市場の直接投資」より）とわかりやすく解説している。

◆留学生30万人計画達成に必要な日本語学校留学生の存在

日本が国際化などの視点から留学生対策を打ち出したのは、英国やオーストラリアなどにくらべてずっと遅い。例えば、政府が海外の大学に対して、あるいは日本の大学の海外進出に対して門戸を開いたのは2004年からである。

しかし、日本にはIDPのような初等教育から高等教育まで一貫した留学生受け入れ支援機関はなく、海外からの留学生受け入れは大きく立ち遅れているのが現状だ。文部科学省の調べによると、わが国の外国人留学生の受け入れは、2010年（平成22年）が14万1774人と過去最高だった。最近では、東日本大震災の影響を受け、13万人台に落ち込んではいないが、伸びる余地は十分にある。

また、法務省出入国管理局の調べによると、日本語学校で学ぶ語学留学生も含む在留資格「留学」による外国人留学生数は、東日本大震災前の平成22年（2010年）が、20万1511人と同じく過去最高だった。この法務省調べと文科省調べによる留学生数との差を埋めるものは、在留資格「留学」で、日本語教育機関に学ぶ語学留学生が大半だ。平成24年（2012年）末の法務省調べの数値では、語学留学生は、震災の影響で18万953人に減った。大雑把に見て、これまで約3万人ないし4万人が在留資格「留学」で学ぶ語学留学生だったが、その存在価値はますます高くなっている。

◆計画達成には年2万人以上の留学生増加策が必要

福田政権時に政府が策定した「留学生30万人計画」達成の目標は2020年で、実現達成のために残された年数はわずか7年。この目標を達成するためには、年間2万人以上の留学生増が求められ、その予備軍である日本語学校で学ぶ語学留学生の存在がより注目される。

法務省に告示されている日本語学校の学生は、母国の大学を出て、なお日本社会での就職を目指して日本の大学、大学院入りを果たすために学ぶ学生が7割～9割と高い比重を示し、多くは日本で活躍し、帰国して日本の良き理解者になる可能性が極めて高い。また語学留学生の多数は、熱心に日本語を学び、日本社会や文化に対する造詣の深い親日的学生となるケースが少なくない。

◆日本語学校の留学生増対策が、30万人計画実現の死角

そこで、政府の「留学生30万人計画」だが、同計画を円滑に進めるために、政府はこれまで①入国前の海外における日本語教育の拡充、②入国時の在留資格認定に際しての手続きの簡略化や在留資格の「就学」の「留学」への一本化、③留学の奨学金制度の充実、④日本語教育機関の質の保証、など様々な外国人留学生受け入れ策を講じてきた。

しかし、受入れ留学生拡大にあたって死角となっているのが、この日本語学校で学ぶ語学留学生対策だった。というのも日本語学校の経営形態が色々分かれているので、文科省が語学留学生を一元的に把握しておらず、文科省発表の留学生数にも語学留学生は入れず、留学生増加対策からしばしば抜け落ちていたからだ。

◆経営形態が違っても同一基準で運営されてきた日本語学校

ご承知のように、今、外国人留学生に日本語を教える日本語教育機関は、学校法人と会社法人、個人経営、財団法人など設置形態が色々分かれている。中国で起きた上海事件をきっかけに、法務省、文科省、外務省が共同所管となって財団法人日本語教育振興協会（日振協）を設立した。3省によって日本語教育機関の審査・認定基準を統一し、語学留学生に対する日本語教育は、日本語学校の設置形態が違っても、同一基準で行われてきた。

また、2010年5月24日、行政刷新会議ワーキンググループにおいて、日振協が行なう「日本語教育機関の審査・証明事業」は「廃止」との評価結果が示され、文部科学省が主管となり、法務省、外務省など関係省庁、並びに日本語教育機関関係者らを集めた「高等教育機関に進学・在籍する外国人学生の日本語教育に関する検討会議」（日本語教育検討会議）が設置され、そこで日本語教育機関の設置・運営基準などが再検討された。その結果、新審査基準が定められたが、法務省より告示された日本語学校は、以後も設置形態が違っていても同一基準で認可を受け、運営されてきている。

◆消費税負担免れる学校法人と負担する会社法人日本語学校

現状では大学、短大、高専など「高等教育機関」で学ぶ留学生と、日本語教育機関で学ぶ語学留学生とでは、同じ在留資格「留学」でも待遇に差がある。もっと正確にいうと、同じ日本語教育機関であっても、各種学校に属する学校法人の教育機関と、会社経営の教育機関とでは扱いに差があり、その差は決して小さくはない。

例えば、学校法人ならば、大学も短大も高専も専門学校も皆同じ扱いで、入学や授業料を徴収しても5%の消費税は非課税扱いで掛からない。将来的には8%、さらには10%への消費税増が計画されているが、各種学校などの準学校法人の日本語日本語学校も、消費税はかからず非課税扱い

だ。各種学校は大学、短大、高専など学校教育法 1 条校の学校法人に準ずる扱いだからだ。

これに対して会社法人の場合は、授業料、入学金などに対して 5% の消費税がかかっており、会社法人の日本語学校はみな消費税を収めている。この秋に消費税の 8% への値上げが決まれば、これまで以上に払わなければならない、さらに 10% へのアップも実現すれば、かかってくる学校法人との税負担差は非常に大きく、経営者の肩にのしかかってくる。

◆学校法人の有無に関わらず消費税免除を要望——JaLSA

そこで唯一の日本語学校の業界団体である全国日本語学校連合会 (JaLSA) は、東日本大震災と福島第一原発事故の後遺症による留学生減に苦しむ日本語学校の要望を汲み、今年平成 25 年 3 月 4 日に、下村博文文部科学大臣に出した嘆願書を提出。その筆頭で「日本語学校に対し、学校法人の有無にかかわらず、消費税、法人税及び事業税の免除をいただきたい」と要望した。

また、同嘆願書では、そこで浮いた経費を「留学生の支援として奨学金に充てる」こともできることを示唆すると同時に、政府支給の奨学金について「日本語学校の留学生についての奨学金は、金額及び人員的に少数であるため、これを増額及び増員いただき、国際交流の推進及び国際貢献に支援していただくよう」要望した。

◆語学留学生政策は同じ扱いで消費税非課税化を——日振協

一方、日振協も同じく今年 5 月 9 日、自由民主党の細田博之幹事長代行に「日本語教育機関の留学生に対する授業料などの消費税の非課税・軽減措置」につき要望書を提出した。

要望の理由は、同じく東日本大震災などによる留学生の大幅減少による苦境を訴えた上、①「日本語教育機関の運営に関する基準」は、年間授業時間が 760 時と、(非課税扱いの) 各種学校の 680 時間より多く、(同) 専門学校の 800 時間に近い、②日本語教育機関の審査・認定では、学校教育法上の学校であるか否かを問わず、設置者は、株式会社でも、学校法人と同様に認められる、③株式会社などの日本語教育機関の留学生であれば、学校や設置者の区別の如何にかかわらず、すべての留学生に同じ扱いをされたい——としている。

◆英国は経営形態に関わらず、英語学校への付加価値税免除

消費税軽減については、イギリスに学ぶべき好例がある。英国の英語学校の実態に詳しい東京・新宿のイーストウエスト日本語学校の林隆保 (たかほ) 校長によれば「イギリスでは、外国人対象に英語を教える英語学校

は、税法上は大学など他の高等教育機関と同様に扱われ、学校法人だろうと、会社法人だろうと、経営形態が違っていても、教える教育の中味が同じならば、付加価値税（VAT＝消費税に相当）は課されない仕組みになっている」という。

東京のブリティッシュカウンシルも「詳しい事は分からないが、そう聞いています」とほぼ同様の説明をしてくれた。これは、イギリス政府が教育一般に対する高い価値を認めるだけではなく、前述したように、英語学校について「高等教育の市場化」の前衛を担う教育機関として、高い市場価値を認めているが故の税措置とみられる。

日本政府もイギリスに見習って、会社法人の日本語学校への非課税扱いを認めるか、消費税の軽減を図るなどの負担軽減策を検討すべきではないだろうか。

◆日本語学校関連団体、語学留学生への学割定期を再三要望

学校法人と会社法人との差はそれだけではない。外国人留学生は、「高等教育機関」に在学する学生は、定期券の学割が効くが、会社法人の日本語教育機関に在籍する学生は、学割の適用がない。準学校法人の各種学校に属する日本語学校に在籍する留学生には学割の適用があるが、会社法人の日本語学校の留学生には学割の適用はない。アルバイトで学費を稼いで勉学する留学生にとって定期代も大いなる負担になっているおり、受けている授業内容に変わりがないのならば、学割を受けられるように是正すべきではないか、との要望は、日本語学校関係の機関から再三、関係省庁や利用が多いJRに出されてきた。

◆「日本語留学生支援は留学生教育の第一歩」——日振協

例えば、先の日振協は、留学生の通学定期割引について、平成6年から平成22年9月2日まで計4回に渡り、文部科学省、運輸省、私鉄、JRなどに対して、会社法人などの日本語学校への「通学定期の学割適用」を陳情してきた。

平成22年9月2日の東日本旅客鉄道株式会社の清野智代表取締役社長宛の要望書では、日振協は平成21年7月から、日本語学校に学ぶ留学生が、在留資格「就学」から「留学」へと一本化されたのを機会に、以下を理由に学割適用を訴えている。

①日本語教育機関に学ぶ語学留学生は私費がほとんどで、物価高の中でアルバイトをしながら経済的困難を克服しつつ勉学している、②学生たちは日本を理解し、将来日本とそれぞれの母国の架け橋になり、活躍が期待されている。③日本語教育機関の学生に対する支援策は「留学生教育の第一歩である」との認識から、平成12年から文科省の学習奨励費が大学学

部生と同額支給されている。④各政党のプロジェクトチームでも支援策を検討し、文科相の諮問機関である中央教育審議会でも提言がなされている——などを指摘。

以上の点を総合的に勘案した上で「日本語教育機関で学ぶ有為な学生の軽減負担の軽減と勉学意欲の向上を図るため、通学定期割引定期乗車券の適用について、特段のご高配を賜るよう」と要望書を結んでいる。

◆「学割適用で苦学留学生の支援を」——JaLSA

一方、JaLSAも、同じ平成22年9月8日に、同じくJR東日本の清野智代表取締役社長宛に要望書を提出した。

要望書は平成21年度留学生交流協議会での法務省説明資料をあげて、日本にいる外国人留学生の90%は私費留学生で、うち約40%は、日本語学校に学ぶ学生で、現在2万4000人に近い学生（当時）が、日本の進学・就職のために日本語の勉強を続けている実情を紹介。

「私費留学生は、学費、生活費すべてを自己負担していますが、これだけ多くの学生がいるにもかかわらず、日本語学校生に奨学金制度もほとんどなく、アルバイトで生活費を賄いつつ勉強を続ける『苦学生』がほとんどであります」と語学留学生の厳しい生活環境を説明。

その上で「金銭的には一番厳しい状況にある日本語学校生にとって、交通費の学割制度が受けられることは、非常に大きな負担軽減になります」と訴え、最後に「学割制度を在留資格『留学』を持つすべての留学生に適用していただければ、日本を留学先とする学生が増加し、日本シンパが増えたとともに、経済的負担から日本嫌いになって帰国する学生を一人でも減らすことに繋がると信じています」と主張した。

また、JaLSAは、今年平成25年3月4日にも、安倍内閣の下村博文文部科学大臣に「日本語学校の留学生の通学定期を学校法人と同様にさせていただきたい」と、関係交通機関各社への政府の働きかけを再度「嘆願書」として提出した。

日本語教育機関を代表する二つの団体が、こうした要望書を出した意義を軽視してはいけない。日本は2020年までに「留学生30万人計画」実現を掲げて、種々の政策を実施してきたが、この通学定期の学割実現は、同計画の実現に大きく貢献することは間違いないだろう。

◆日本語教育検討会議が謳った語学留学生の学習環境の構築

昨年平成24年春、文部科学省の主導の下にまとまった「日本語教育検討会議」での最終報告書では、日本語教育機関と高等教育機関が連携することで「高等教育機関に在籍する外国人学生の様々なニーズに応じた日本語教育提供の機会の拡大が期待される」と連携強化を報告していた。

また「国、地方公共団体、企業など、様々な団体と日本語教育機関との連携の促進も重要と考えられる」とした上で、「外国人学生が安心して学習に取り組める環境の構築などについても、各種団体との連携により促進させることが期待されている」と報告されたばかりだ。

「日本語学校に学ぶ語学留学生の学習環境の構築の一環」として、また、政府が策定した「留学生30万人計画」の早期達成を図るためにも、会社法人の日本語学校で学ぶ語学留学生に対する通学割引定期乗車券の適用と消費税の軽減措置など上記要望の早期実現について、政府並びにJRなど関係各交通機関の実施に向けた決断を促したい。